

令和5年

5月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和5年5月定例総会 会議録

1 日 時 令和5年5月12日（金） 午前9時30分 開議

2 場 所 総合文化センター 412号室

3 出席委員（27名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
			14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員				18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（2名）

13番 池田 憲一 委員 17番 佐藤 良 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠  
主事 佐藤輝一  
調整主任 齋藤敏夫 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第23号 農用地利用集積計画について  
議第24号 令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価について

8 開 会

---

**開 会**  
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

おはようございます。

ただいまから、令和5年5月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。  
総会の開会に当たり、五十嵐会長がご挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長  
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。五十嵐会長、  
よろしく願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。  
本日の欠席委員は、13番、池田憲一委員、17番、佐藤良委員の2名です。  
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。  
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

---

**◎議事録署名委員の選任**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は議長にご一任願います。

議事録署名委員に、3番、池田良之委員、4番、阿部香美委員の両名をお願いいたします。

---

**◎報告事項**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について18件、2、農地法第5条届出書の  
受理について1件、3、農地の現況等に係る照会に対する回答について5件、4、農地法第18条第  
6項の規定による通知受理について4件、以上、28件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。  
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

---

◎議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

酒田16番、宮野浦の田4筆、その他所有権移転、贈与となっております。こちらは、渡し人の方の農地を処分するため、贈与をするという案件でございます。

酒田17番、生石の畑と田、合計3筆を、その他、所有権移転です。別紙資料1ページをご覧ください。10アール当たりの売買価格が30万となっております。売買価格により3条案件となっております。酒田18番、広野の田2筆、その他、所有権移転、贈与となっております。こちらのほうは、渡し人の方から受け人の方に長年耕作を依頼していたんですけれども、渡し人の方が、農地を処分したいという意向で、受け人の方に贈与案件でございます。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

5月8日に第2班による農地調査委員会を行っております。

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第21号については許可決定といたします。

---

◎議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第22号 農地法第5条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

議第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田7番、広野の畑1筆、転用事由が住宅敷地、所有権移転です。こちらの農地区分は公共投資対象となっていない生産性の低い小集団の農地ということで、2種農地の判断をしております。許可基準ですけれども、日常生活上、必要な施設で、集落に接続ということで、可能と判断しております。

別紙資料をご覧ください。

別紙資料、10アール当たりの単価ですけれども、酒田7番が410万6,000円です。

図面は2ページ、3ページをご覧ください。場所は広野地区で、国道7号線の西側の末広の市街化区域に隣接する農地となっております。ご覧のように縦長の畑となっております。

続きまして、酒田8番、A、B、Cは関連です。十里塚の畑、転用事由が幼保連携型認定こども園の敷地で、所有権移転です。農地区分は、1種農地と判断しております。許可基準ですけれども、農業従事者等の地域住民の良好な生活をするための施設であり、周辺の地域に居住する方の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続ということで、可能と判断しております。

別紙のほうをご覧ください。

10アール当たりの単価が、酒田8番が126万6,000円です。図面は4ページ、5ページをご覧ください。場所が十坂地区で、十坂小学校、十坂コミセン、既存の十坂こども園、学童保育所等の教育関連施設が連担している地域の西側に隣接する農地となっております。農振は、農用地区域からの除外手続きが、5月1日に済んでいる案件でございます。

以上です。

続いて、松山地区お願いいたします。

○松山総合支所 齋藤調整主任

続いて、松山1番のご説明をいたします。

松山1番、山寺の〇〇から、同じく〇〇へとなります。転用事由は、隣接する〇〇の墓地の参拝者の駐車場が手狭になってきたため、隣接農地を駐車場敷地として転用するものです。なお、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地の判断をしております。当該申請地は白地となっております。許可基準は、当該農地に隣接する参拝者のために必要な駐車場にするためとして、代替となる土地もないことから、許可基準は満たしているものと思われま。

別紙をご覧ください。

金額ですが、10アール当たり20万2,000円となっております。

続きまして、別紙の6ページ目をご覧ください。

こちらは位置図となっております。当該申請地は、位置図中央上部の酒田市松山総合支所から市道山田1号線を30メートルほど東方面へ走行し、そこで信号を右折後、県道梅ヶ沢松山線を南に1,500メートルほど走行し、左折した先、500メートルほどにあります。

7ページ目の案内図をご覧ください。

信号を右折後、県道梅ヶ沢松山線を南に1,500メートルほど走行したところが、案内図の左下にある市立松山小学校になります。こちらの先の丁字路で東に進んだところに十字路がございますが、その十字路を北側に100メートルほど進むと丁字路がございます。右折した100メートルほど先に〇〇の墓地への進入路がございます。当該申請地は、この進入路の50メートル先でございます。

1ページ戻りまして、6ページ目をご覧ください。

字限図となります。字限図南側の太線で囲まれている字見初沢135番の4が当該申請地でございます。当該申請地の北西側の字見初沢112番と南西側の字見初沢143番が、受け人の山林でございます。同じく南側の字見初沢73番の1が、第三者の山林となっております。東側に地区外と記載がございますが、これは酒田市の山寺農村広場の駐車場となっております。隣接する字見初沢135番の3は、先ほど地目照会がありました案件でございます。東側は法定外の農道となっております。当該申請地に隣接する第三者の農地はないものでございます。

以上で説明を終わります。

○安倍農地係長

それでは、スライドを準備していますので、少々お待ちください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、酒田7番の現地調査の結果を、地区担当であります私より報告いたします。

10番、五十嵐です。

酒田7番については、国道7号線を最上川より約4キロ南に行ったところに、〇〇、〇〇、それから〇〇がございます。そこを西側に右折しまして300メートルぐらいのところにある場所で、この画面には出ませんでしたが、道路を挟んで住宅街がございます。新しい末広地区です。住宅には何も申し分ないところでございますので、皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

それでは、続きまして、酒田8番の現地報告を4番、阿部香美委員よりお願いいたします。

○4番 阿部香美委員

4番、阿部です。

4月27日に事務局とともに現地を確認してきました。園児の定員増加等への対応のために園舎を新築する計画で、施設の必要性も十分に理解できます。排水処理や日照確保など隣接農地への配慮もあることから、転用はやむを得ないものと思われまふ。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。

続きまして、松山1番の現地報告を12番、池田耕委員よりお願いいたします。

○12番 池田耕委員

12番、池田です。

4月28日に農業委員3名と事務局で現地を確認しております。当該申請地は、受け人の墓地と地目照会に該当している農地に隣接する農地で、現状は耕作されておられません。周囲への影響もないことから、転用することに問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願ひいたします。

何かございませぬか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ご質問ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第22号については許可決定といたします。

---

### ◎議第23号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第23号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願ひます。

○村岡事務局長

議第23号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転3件、(2)利用権の設定10件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、14ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元の農業委員から、あらかじめ所管委員に確認していただいております。

それでは、一般事業、所有権の移転です。

公告予定年月日は、令和5年5月17日となっております。

東平田1番、生石の田2筆、5,985平米、10アール当たりの対価が60万円、総額359万1,000円です。

移転の時期、支払時期がともに令和5年5月31日で、譲受人の方は認定農業者となっております。

続きまして、酒田1番、大町の田1筆、990平米、10アール当たりの対価が50万円、総額49万5,000円です。移転の時期、支払時期がともに令和5年5月31日で、譲受人が認定農業者となっております。

続きまして、松山、よろしくお願ひします。

○松山総合支所 齋藤調整主任

続きまして、松山地区です。

松山31番、小見の〇〇から、中北目の〇〇へ、4筆になりまして6,554平米となっております。10アール当たりの価格は、上餅山が40万円、小見が30万円となっております。総額で257万1,900円でございます。移転時期、支払時期は令和5年5月31日を予定しております。〇〇は認定農業者でございます。こちらは、もともと〇〇が耕作していた農地で、〇〇より購入してほしい旨の申出があり、売買することとなったものです。

以上、松山地区1件となります。

○安倍農地係長

続きまして、一般事業の利用権の設定です。

公告予定年月日は、令和5年5月17日となっております。

南遊佐5番、6番関連でございます。借受人の方が同一人になります。賃借料がゼロ円、20年の新規設定となります。

上田3番、1万円と3,000円の5年の更新です。

袖浦4番、1万365円の5年の更新です。

浜中6番、5,000円の5年の更新です。

八幡34番、35番関連で、借受人が同一人です。いずれも1万円の10年の切替えです。こちらは、円滑化事業からの切替えとなっております。

八幡36番、1万円の1年の新規設定です。

平田地区、お願いします。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田49番と50番、受け人が同じに関連になります。どちらも賃借料が2,000円、3年の更新です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第23号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

4番、阿部香美委員、21番、兼山宏勝委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。

4番、阿部香美委員、21番、兼山宏勝委員に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時08分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

質疑に入ります。

議案書14ページ、酒田1番、15ページ、浜中6番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見がある方お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)



○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

酒田1番、浜中6番の議事参与の制限の計画案について、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、酒田1番、浜中6番の議事参与の制限の計画案については計画決定といたします。

ここで、4番、阿部香美委員、21番、兼山宏勝委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時09分 休憩

午前10時09分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第23号、これまで計画決定した議事参与の制限以外の議案について、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について計画決定といたします。

以上により、議第23号については全て計画決定となりました。

---

### ◎議第24号 令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び 推進員等の最適化活動の点検・評価について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第24号 令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第24号 令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価についてですが、こちらは、従来より農業委員会の活動内容を総会において年度ごとに点検・評価をし、ホームページでの公表を行ってまいりました。

これに加えまして、令和4年2月に発出されました農林水産省経営局長通知、いわゆるガイドラインと言われるものですが、こちらに基づいた制度改正が行われております。今後は、農地利用最適化推進委員の個人活動についても点検・評価を行うということとなったことから、農地利用最適化推進委員を兼ねている農業委員と農業委員会両方の活動内容について、その点検・評価を行うため、総会にお諮りするものであります。

なお、別添資料に、先月、皆様からご提出いただきました委員個人別の活動点検表を添付しております。総会での意見を個人別に付す必要がございますので、氏名等は削除し、順不同に出して表記をさせていただいております。総会資料と併せてご参照いただき、意見の決定をお願いいたします。それでは、資料の詳細について担当よりご説明いたします。

#### ○阿彦事務局次長

それでは、資料、議案書につきましては18ページから23ページをご覧ください。そして、局長からご説明ありました別添資料につきましては、8ページ以降に29名皆様の個人別の表がつけてございます。なお、本日、総会で決定いただきました後、総会資料となりました18ページから23ページのみを市のホームページで公表することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、総会資料からご説明申し上げます。

初めに、18ページにあります別紙様式4と細長、横長になっている表につきましては、これからご説明申し上げます別紙様式で19ページ以降のものの総括表になってございますので、こちらは後ほどご覧ください。

それでは、19ページから申し上げます。

初めに、この別紙様式5につきましては、本年度から様式が変更されておりますため、求められている数値及び表現につきまして齟齬が生じた場合につきましては、県に確認しながら、その内容を適切なものに修正させていただきたいと思っておりますので、あらかじめその点についてのご理解をお願いいたします。

それでは、19ページからになります。19ページと、その次の20ページ、最初のほうにつきまして、ここの内容については、令和4年度当初に決定いただいたものとなっております。今後、年度当初に決定いただいた箇所については、説明を割愛させていただきます。

なお、20ページの上のところは、ローマ数字のⅡ番、数字の1番、(1)①現状及び課題とあるところに関しまして、管内の農地面積とございますが、こちらにつきまして、令和4年度当初の場合は、農林水産省公表の管内農地面積が1万1,900ヘクタールとなっております。これが、このたび令和5年2月に1万1,800ヘクタールと変更されております。これに伴いまして、今後、この公表の表の中においてもパーセンテージが出てまいります。この100ヘクタール減った分について、今後修正が生じる場合がありますので、よろしく願いいたします。

では、20ページの中ほど、③実績のところになります。今年度の新規集積面積、令和4年度中は79ヘクタールとございました。それに対して、先ほどの1万1,800ヘクタールに対しての集積率は80.2%となっております。ちなみに、1万1,900ヘクタールに対してとなりますと79.6%ということでございます。

続きまして、その下、(2)遊休農地の発生防止解消について、①、②については令和4年度当初の数字でございます。

21ページをご覧ください。

③として、実績が載っております。令和4年度中の遊休農地の解消面積はゼロヘクタールということございまして、解消率もゼロパーセントとなっております。

④のその他に詳細な数字が載っておりますが、内訳としましては、令和4年度に緑区分の農地面積発生はございませんでした。しかしながら、緑区分から黄色区分へ移行したものが1筆2,006ヘクタールということございまして、また、黄色区分が新規に発生4筆ございまして、7,743ヘクタールとなっております。それらを集計いたしますと、緑区分としては解消面積も発生面積もないということでございますが、このような数字で記録とされているものでございます。

また、併せまして、農業委員会の検討結果ということでの意見も太枠のところ表記してございますので、ご覧ください。

続きまして、(3)新規参入の促進でございます。

21ページ下段のところが目標のとおりとなっております。

22ページをご覧ください。

③の実績につきましては、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積ということでございます。99.38ヘクタールということで、これは農地中間管理事業に貸付け意向のあった面積となっております。このため、ホームページ等の公表は行わず、酒田市農地集積センター支店会議及び本店会議での公表方法としているものでございます。こちらの99.38ヘクタールを年度当初の目標41.5ヘクタールと比べまして、239.4%の達成率となっております。

す。また、併せまして、基盤強化法等での新規参入者が借り得た農地面積等については、参入経営体数が3経営体、取得農地面積は0.4ヘクタールとなっているところでございます。また、点検結果についても、グラフのところをご覧ください。

続きまして、2番、最適化活動の活動目標になります。

年度当初、1人当たりの活動日数目標を11日としておりました。そして、それに対しまして、その下に下がっていただきますと②の実績のところがございますが、そういったところで、活動評価結果の設定回数を4回とした上でいろいろな活動内容を列記しているところでございますが、23ページをご覧ください。

23ページに実績とありまして、こちらも新規参入相談会の参加回数を1回としているところでございまして、それらを総合的に評価しまして、先ほどの年間11日の目標に対しまして13日の活動実績ということで、令和4年度は活動してまいりました。

そこで、今回、農業委員会と農業委員個人の点検・評価を行うに当たりまして、今回のガイドラインによりまして活動項目別の配点がそれぞれ定められているところでございます。

令和4年度の農地利用集積の実績は十分に目標を達成しておるところでございますし、遊休農地の解消に関しても、減少にはならなかったものの、解消に向けて各委員が担当地区でご努力されている状況でございます。また、新規就農促進についても、農業委員さんが仲介した農地のあっせん実績や研修会に参加して情報収集に努めた実績もあるところから、これらの達成状況の配点を積み上げますと、この23ページの下段のほうにありますとおり、農業委員会の活動につきましては、目標に対し期待を上回る結果が得られたというふうに、推進委員、農業委員の点検・評価の結果につきましても、目標に対し期待を上回る結果が得られたということになっております。

また、委員個人の意見としましては、活動記録簿の作成ですとか、最適化活動の実績については、十分に目標を達成しているところでございまして、そういったところを総合的に評価しまして、目標に対し十分に期待を大幅に上回る結果が得られたということで、意見を定めたいと思います。

当市の農業委員29名の最適化活動については、委員全員が一丸となった活動を活発に行っておりまして、地区を超えた連携を取りながら効果的な最適化活動に取り組んでおりますので、委員個人の活動への総会での意見としましては、全員に対しまして活動状況に問題なしとすることの意見を付したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○村岡事務局長  
(挙手)

○五十嵐直太郎 議長  
事務局どうぞ。

○村岡事務局長

補足させていただきたいと思います。

まず、総会の意見としては、活動状況に問題なしというような形で意見を付していきたいという事務局の考えではございます。それに付け加える形で、集積については、全国でもトップクラスの集積、あとは集約の面でも集積センター等の活動があって、マッチング等も積極的に行われ、遊休農地の解消についても、新規を増やさないということが最大の成果ではないかなと考えております。現状、黄色区分等もありますけれども、それを解消するという積極的な活動の中で、新たな緑区分を発生させなかったというのは大きな成果ではないかなと、意見として付け加えたらどうかなと考えております。こういったことを、活動状況に問題なしという大きな意見の補足的な説明として付け加えた形で、総会の意見としてはどうかなと事務局では考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま事務局より説明がありました。

資料を皆さんに、前にもお示しはしておりますが、ここで一、二分ほど時間を取りますので、資料の確認をお願いいたします。

(資料の確認)

ただいま、令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価について資料をご確認いただきましたが、ご質問、ご意見のある方ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

特にないようですので、令和4年度農地利用最適化推進委員等の点検・評価についての農業委員会の意見を決定いたします。

農業委員会の活動内容については原案のとおり決定し、委員29名の最適化活動に対しての意見としては、事務局からの説明があった内容の理由も付して、活動状況に問題なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

ご異議ないようですので、農業委員会の活動内容については原案のとおり決定し、委員29名の最適化活動に対しての意見としては、理由を付して、活動状況に問題なしとすることといたします。

---

## 開 会

○五十嵐直太郎 議長

以上をもちまして、令和5年5月定例総会を閉会いたします。

どうもご協力ありがとうございました。

午前10時30分 閉会